

「働きたかけん！ながさき！」
長崎県立特別支援学校キャリア教育応援企業制度 実施要項

長崎県教育委員会

1 目的

特別支援学校と企業が連携した取組をとおして、障害のある生徒の働く力を育成するとともに、企業への理解啓発を図りながら就職促進のための体制整備を進め、高等部卒業後の就職率向上と職業的自立に向けた支援を行うことを目的に、企業等の登録制度を構築する。

2 応援企業の対象及び応援・協力内容

この要項に定める応援企業として登録する企業（以下「応援企業」という）は、県内に本社又は事業所がある企業等で、前項の目的に賛同し、県立特別支援学校における職業教育や就労支援について、次に掲げる各項目のいずれかに該当する連携や協力を行う者を対象とする（国及び地方公共団体を除く）。

- (1) 職場見学（生徒・保護者・教職員を対象とした職場の見学及び説明）の受け入れ
- (2) 産業現場における実習（現場実習や職場体験学習）の受け入れ
- (3) 作業学習への技術指導（生徒・教職員を対象に専門的な技術指導）
- (4) 特別支援学校が主催する就労等に関する会議、見学会等への出席・参加
- (5) 特別支援学校が主催する就労等に関する研修会への講師派遣
- (6) 障害者の雇用促進

※（1）から（6）に関して、今後継続して取り組む意欲や構想があること。

3 登録申請の手続

(1) 申請

本制度の趣旨に賛同し、応援企業の登録を希望する企業等は、登録申込書（様式1）を、応援・協力対象の特別支援学校に提出する。

登録申込書（様式1）を受理した特別支援学校長は、協力内容を確認の上、県教育庁特別支援教育課（以下「特別支援教育課」という）宛て提出する。

(2) 審査・認証

応援企業の認証は、前項の申請を受け、特別支援教育課による提出書類の内容確認、審査を経て行うものとする。

(3) 登録

審査を経て、応援企業として認められた企業等には、登録証（様式2）を発行する。また、「キャリア教育応援企業ロゴマーク」のステッカーを配付するとともに、ロゴマークの使用を許可する。

(4) 公表

応援企業として登録された企業等は、県教育委員会のホームページ等で公表するとともに、各企業等の協力内容など、必要な情報について公表する。

4 表彰

県教育委員会は、応援企業のうち、別に定める表彰項目の各基準に基づいて、特別支援学校から提出された推薦書（様式4）の内容を審査し、特に顕著な功績があった企業等を『「働きたかけん！ながさき！」キャリア教育応援推進企業』として表彰し、表彰した企業等やその取組内容・功績などについて県教育委員会のホームページ等で公表する。

5 登録内容の変更、辞退

応援企業として登録された企業等において、登録内容の変更や追加または登録の辞退をする場合は、登録内容変更・辞退届（様式3）を応援・協力対象の特別支援学校に提出する。

登録内容変更・辞退届（様式3）を受理した特別支援学校長は、内容を確認の上、特別支援教育課宛て提出する。

特別支援教育課は、登録内容変更・辞退届（様式3）の内容確認・審査の上、登録内容の変更・追加及び登録の抹消等を行う。

また、登録を辞退した企業等は、交付された登録証を速やかに特別支援教育課に返還しなければならない。

6 登録の取り消し

県教育委員会は、応援企業が「2 応援企業の対象及び応援・協力内容」の各項目について該当しないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他、応援企業としてふさわしくないと認めるときには、登録を取り消すことができる。

7 その他

この要項に定めるもののほか、実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成30年1月29日から施行する。

附則

この要項は、平成30年5月7日から施行する。

(別表)

表彰項目及び基準

※下記のいずれかの項目に3年継続して該当するものを表彰の対象とする。

	表彰項目	表彰基準
1	産業現場における実習	年間30日以上、現場実習や職場体験学習を実施した。
2	作業学習への技術指導	年間10日以上、作業学習における技術指導を実施した。
3	障害者の雇用促進	特別支援学校高等部卒業生を1人以上雇用した。
4	その他	特別支援学校の職業教育や就労支援に関する顕著な取組を実施した。